

2022年6月14日

新型コロナウイルスへの対応に関する基本方針（第19信）

学校法人九州ルーテル学院
理事長 福田 邦子
(公印省略)

学校における新型コロナウイルス感染症への対応について、本年4月1日に文部科学省から次の指針が発表されています。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン
- (2) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ (Ver.8)

また、最近では「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」(令和4年5月24日)、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について(令和4年5月23日)等により方針の一部が見直しされています。

一方、熊本県における新規感染者数は、5月の連休後に一定の増加が見られたものの、その後は横ばいに推移しており、熊本県は熱中症を避けながら基本的な感染防止対策の徹底を発信しております。

このような状況から、本年1月18日以降、学院の基本指針を各設置校に一律にお願いしていたが、今後については上述の文部科学省のマニュアル等を参考にいただき、各設置校において適切な対応を行っていただくこととします。

1. 授業について

各部門における授業等の対応状況については、以下ホームページをご確認ください。

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 九州ルーテル学院大学 | https://www.klc.ac.jp/ |
| (2) ルーテル学院中学・高等学校 | http://www.luther.ed.jp/ |
| (3) 認定こども園ルーテル学院幼稚園 | http://luther-yo.jp/ |
| (4) 九州ルーテル学院大学附属黒髪乳児保育園 | https://www.klc.ac.jp/knh/ |

2. 教職員の勤務等についての基本方針

今後も引き続き、学びの場の安全を確保するために、「三つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」、「一定の距離を保つ」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続しなければなりません。

(1) 勤務における基本方針

- ①出勤前の検温
- ②人との間隔は出来るだけ2m（最低1m）を空ける
- ③会話をする際は、できる限り真正面を避ける

④会話をしている際は、マスクを着用する

⑤こまめな手洗いを心がける

⑥新型コロナウイルス感染症のリスクレベルに応じてシフト勤務、在宅勤務、時差出勤等の工夫などを心がける

(2) 出張・研修・旅行・訪問等

行き先のリスクレベルに注意しながら対応してください。

(3) 海外渡航（出張・旅行等）

外務省の海外安全ホームページにより、渡航及び入国の安全性や各種手続きを確認のうえ、適切に対応してください。また、万一に備えて余裕のある日程を確保してください。

(4) 学外への施設開放

学外者の施設利用については、原則として、法人事務局及び各設置校の判断により開放することを可能とします。ただし、施設を利用する人数・時間・利用目的等を把握し、安全の確保ができると判断できる場合に限ります。

3. 新型コロナウイルスのワクチン接種に係る届出について

(1) 新型コロナウイルスのワクチン接種が始まっております。ワクチン接種のために就業時間中に、職場を離れる必要がある場合は、事前に届け出をお願いします。

(2) 届出様式については、所定の「出張・研修・職務専念義務免除許可願」に必要事項を記入のうえ、所属長に提出し許可を得てください。健康診断等で外部医療機関に受診する場合と同様に、通常勤務したこととみなします。

(3) 職務専念義務免除と併せて、半日年次有給休暇取得など積極的に有給休暇の取得を推奨いたします。

(4) ワクチン接種について

ワクチン接種に関する詳しい情報は、ご自身がお住まいの市町村のHPよりご確認ください。

4. イベント等の実施について

イベント等の実施については、熊本県等の通知に基づいて判断してください。条件等については、熊本県HPをご覧ください。但し、いずれにしましても以下のことに十分留意し実施について慎重に検討してください。

(1) イベントでのリスクについて

①密閉された空間での大声での発声や、歌唱や声援、接近した距離での会話等が想定されるイベント等については、事前に所属長にご相談ください。

②開催にあたっては慎重に検討し、感染防止対策を十分に講じてください。

(2) 開催前の留意事項

イベント等を開催する場合は事前に参加者へ次のことを周知してください。

①具合の悪い方の参加は認められないこと

②マスクの着用、アルコール消毒の推奨、換気への協力など感染防止対策を求めること

③万が一に備え、参加申込書等により参加者やスタッフ等の連絡先を把握すること

（ただし、個人情報の取扱いに関しては十分に注意してください）

(3) 会場にかかる留意事項

- ①定期的に入り口のドアや窓を開けて換気扇を回す等、2方向で換気を行うこと
- ②人と人との距離（できれば2m）を十分に確保すること
- ③入場人数や滞在時間を制限すること
- ④入退出時や集合場所等において十分な間隔を確保すること
- ⑤会場の入口に消毒設備を設置すること

(4) 開催当日の留意事項

- ①参加者やスタッフ等の体調を確認し、具合の悪い方の参加を認めないこと
- ②BGMや機械の効果音は最小限に調整し、大声での会話が行われないようにすること
- ③出演者の発生等を伴うイベント等にあつては、客席との距離を十分に確保すること
- ④イベント等で出たゴミは、イベント終了後ビニール袋に入れて密封すること。なお、回収に際しては手袋等を着用し、感染防止対策に努めること
- ⑤イベント外での交流を避けるため、イベント前後や休憩時間などの交流を避けるよう参加者にアナウンスすること
- ⑥接触確認アプリの使用を推進すること
- ⑦食事の提供をする場合は、大皿での取り分けは避けること
- ⑧当日申込者の連絡先も、把握すること

5. 学院関係者の皆さまへ

- (1) 外部からのお客様方につきましても、マスク着用の徹底、手指消毒のご協力をお願いいたします。入構の際は、門衛所にて来訪先、入構許可証の提示等、適切な処置をお取りください。
- (2) 校内において、検温へのご協力をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- (3) 学食・大学売店は、当面、座席の間引き、換気等で密な状態をつくらぬよう注意し、感染防止に努めます。※これらの施設は大学の休業に合わせ閉鎖する場合がございます。

6. ご来校及び学院施設をご利用される方へのお願い 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために

- (1) 当面の間、以下の項目に該当される方はご来校をお控え下さい。場合によっては、ご入室をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
 - ①37℃以上の発熱がある方、または発熱が続いている方
 - ②風邪の症状（発熱、咳、くしゃみ、喉の痛みなど）がある方
 - ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
 - ④身近に新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者がいる方
 - ⑤その他、体調に不安がある方
- (2) ご来校時は、必ずマスクを着用し、事務所入口設置のアルコール消毒液をご使用ください。
- (3) 学院内で作業された場合は、作業箇所の消毒をお願いいたします。

7. 新型コロナウイルスに関連する教職員休業の措置

「就業規則」第25条（特別休暇）第2項第4号の「感染症予防法による交通遮断又は隔離」及び第5号の「非常災害を受けたとき」を準用し、下記の場合、特別休暇扱いとします。

※臨採教職員：「臨時教職員就業規則」第16条（特別休暇）第2項第4号を準用

※特別契約教職員：「特別契約教職員就業規則」第16条（特別休暇）第2項第4号を準用

※嘱託教職員：「嘱託教職員就業規則」第16条（特別休暇）第2項第4号を準用

※非常勤教職員：「非常勤教職員就業規則」第13条の3（特別休暇）第2項第4号を準用

所定の休暇請求書にて届出をお願いいたします。（事前申請が難しい場合は後日でも可）

(1) 感染した教職員を、学院が休ませる場合

感染がわかった場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（以下（5）を参照）に相談のうえ、速やかに所属長・法人事務局総務課までご連絡ください。

(2) 感染が疑われる教職員を、学院が休ませる場合（以下①～③に該当する方）

①風邪の症状や発熱がある場合

②同居のご家族や身近な方がPCR検査陽性者と濃厚接触者となった場合

③同居のご家族や身近な方がPCR検査で陽性者となった場合

(1)と同様に、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口にご相談のうえ、速やかに所属長・法人事務局総務課までご連絡ください。

(3) 学院内で感染者が発生し、感染者以外の教職員を学院が休ませる場合

(4) 小学校等の一斉休校により子どもの面倒を見るため、教職員が出勤できない場合

・小学校等とは、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園等

・念のために小学校等の臨時休業等が確認できる書類を取得してください。

(5) こんな場合は？

①発熱した場合

➡ 上記の対応を取ったうえで、PCR検査を受けた場合、症状が治まって陰性が確認できるまでは出勤停止。

②ご家族や身近な方が濃厚接触者となり、保健所の指示によってPCR検査を受けた場合

➡ PCR検査を受けた家族が陰性と確認出来るまでは出勤停止。

③ご家族や身近な方が陽性となった場合

➡ 教職員ご本人がPCR検査を受け陰性と確認できたうえで、保健所からの指示に従う。但し、上記（5）の①、②については、教職員ご本人が陽性者との濃厚接触がなく、クラスターが発生した施設等の利用がなく、接待を伴う飲食店利用等がないことが前提です。

(6) 熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口について（熊本市 新型コロナウイルス感染症情報サイトより）

①発熱などの症状がある場合のご相談

発熱患者専用ダイヤル ☎0570-096-567（24時間対応）

②新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ

新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 ☎096-300-5909（24時間対応）

③For Foreign Residents

Multilingual Support Line（外国語専用ダイヤル） ☎092-687-7962

④FAXでの相談も受付けています。

熊本市にお住まいの方

熊本市新型コロナウイルス感染症対策課 FAX番号 096-364-3361 ≪受付時間≫9時～19時

熊本市以外の熊本県内にお住まいの方

熊本県健康危機管理課 FAX 番号 096-383-0607、096-383-0608 ≪受付時間≫9時～19時

8. 適切な感染防止対策の基本方針

(1) 発熱者等の学校等への入構防止（教職員、来訪者）

息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱等の強い症状が一つでもある教職員や来校者の入構を制限

(2) 三つの「密」（密閉、密集、密接）の防止

①施設利用の際の入場制限、行列を作らないための工夫や列間の確保（約2m、最低でも1m）

②換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）

③密集する会議の工夫（対面による会議を避ける、間隔を空ける、電話会議やビデオ会議を利用等）

(3) 飛沫感染、接触感染の防止

①教職員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの施行

②校内・事務所内の定期的な消毒

(4) 移動時における感染の防止

①ラッシュ対策（自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）

②教職員数の出勤や授業の工夫（一部テレワーク等による在宅勤務の実施等）

9. よくあるご質問

質問 A) 職員より県外へ移動する申し出があった場合は自粛を依頼することになるのか。

質問 B) 家庭の事情でどうしても県外移動が生じた場合の対応はどうすればよいか。

回答 A) B) 県内外に限らず、不要不急の移動は延期又は中止（自粛）をお願いします。家庭事情でやむをえず他県に移動しなければならない場合は、事前に所属長に相談してください。移動する場合は感染防止対策の徹底をお願いします。

質問 C) 県外から帰熊してからの自宅待機期間は必要か。

回答 C) 体調に問題なく濃厚接触者及び接触者でなければ、自宅待機の必要はありません。但し、発熱等の症状がある場合や体調不良である場合は、自宅待機となります。その後の状況次第では保健所の指示に従い、PCR検査を受診することになると思われます。

質問 D) 自主的にPCR検査を受けて帰熊した場合の自宅待機期間は何日であるのか。

回答 D) PCR検査が陰性であれば自宅待機する必要はありません。陽性の場合は保健所の指示に従うことになり入院することになると思われます。退院後は、保健所からの指示による待機期間を経過し、体調が回復すれば出勤可能となります。

10. 接触感染アプリのダウンロードについて

接触感染アプリをダウンロードしていただき、濃厚接触の有無の早期発見に努めてください。

アプリはこちらからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html